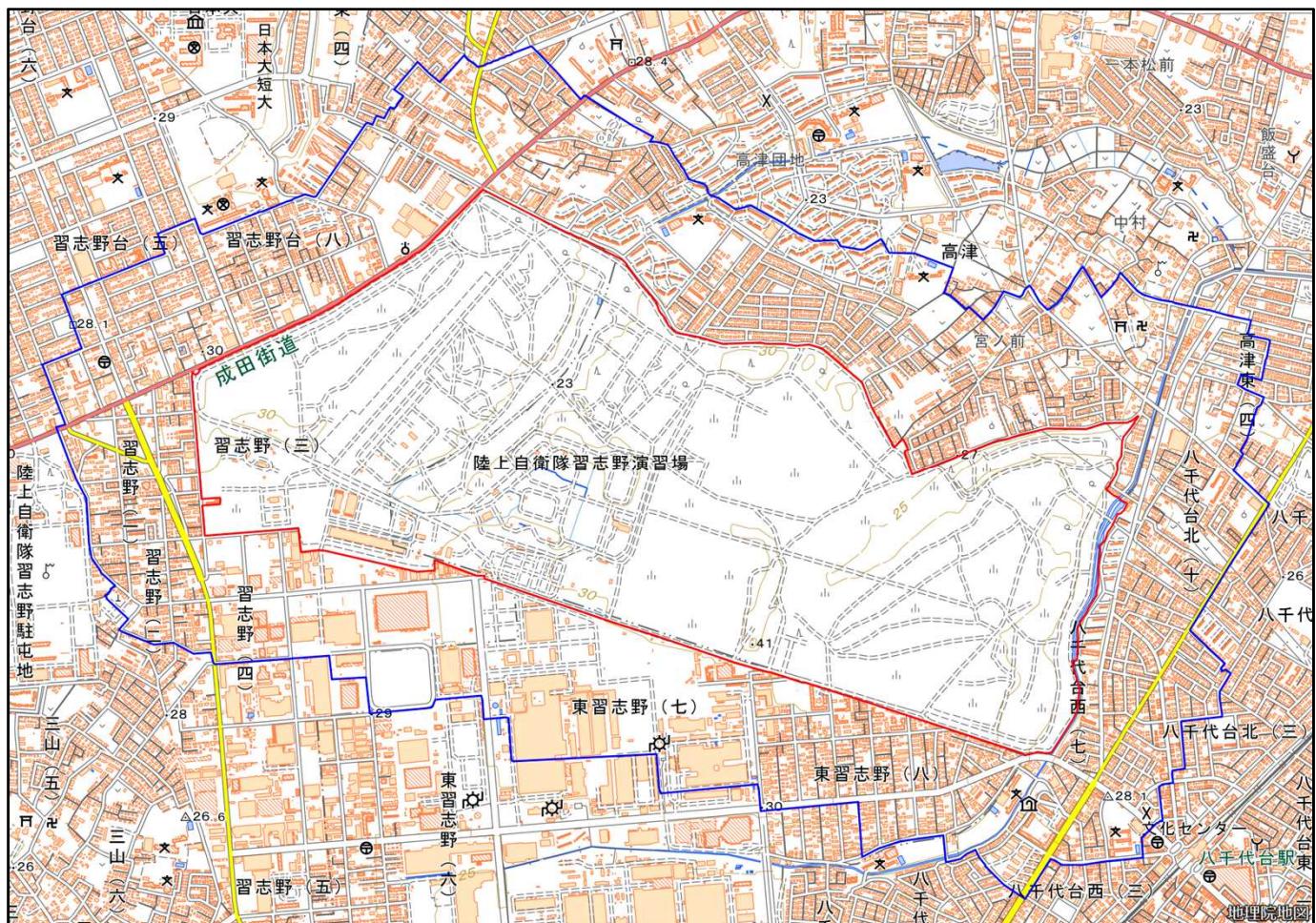


陸上自衛隊習志野演習場

対象防衛関係施設の所在地	千葉県船橋市	習志野三丁目
対象防衛関係施設の区域	千葉県船橋市	習志野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県八千代市	高津（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県習志野市	東習志野六丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県船橋市	習志野一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに習志野台四丁目、五丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県八千代市	大和田新田（次の図面に示す部分に限る。）、高津（次の図面に示す部分に限る。）、高津東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑が丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八千代台北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、九丁目及び十丁目並びに八千代台西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、六丁目及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

陸上自衛隊習志野演習場周辺地域 (千葉県船橋市習志野3丁目)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域